

| 要件                       |   | 確認の基となる資料            |
|--------------------------|---|----------------------|
| <b>1. 対象会社要件</b>         |   |                      |
| <input type="checkbox"/> | 中小企業者であること  | 履歴事項全部証明書・従業員数証明書    |
| <input type="checkbox"/> | 上場会社・風俗営業会社に該当しないこと   | 誓約書                  |
| <input type="checkbox"/> | 資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと   | 決算書類・<br>事業実態要件の確認書類 |
| <input type="checkbox"/> | 総収入金額が零を超えていること   | 損益計算書                |
| <input type="checkbox"/> | 常時使用する従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合は5人以上）であること   | 従業員数証明書・誓約書          |
| <input type="checkbox"/> | 特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと  | 誓約書                  |
| <input type="checkbox"/> | 第一種特別経営承継受贈者以外の者が拒否権付株式を保有していないこと   | 株主名簿・定款・履歴事項全部証明書    |
| <input type="checkbox"/> | 定められた基準日の時点で従業員数の8割以上を維持していること  | 従業員数証明書              |
| <b>2. （受贈者）後継者要件</b>     |   |                      |
| <input type="checkbox"/> | 贈与時において、第一種特別経営承継受贈者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること  | 株主名簿・定款・戸籍謄本         |
| <input type="checkbox"/> | 贈与時において、同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること   | 株主名簿・定款・戸籍謄本         |
| <input type="checkbox"/> | 贈与時に20歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること  | 戸籍謄本・履歴事項全部証明書・定款    |
| <input type="checkbox"/> | 贈与により取得した株式等を継続して保有していること   | 株式等納税猶予税額の計算書        |
| <input type="checkbox"/> | その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと   | 株式等納税猶予税額の計算書        |
| <input type="checkbox"/> | 贈与により取得していること   | 贈与契約書等               |
| <input type="checkbox"/> | 贈与税を納付することが見込まれること  | 株式等納税猶予税額の計算書        |
| <b>3. （贈与者）先代経営者の要件</b>  |   |                      |
| <input type="checkbox"/> | 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及びその贈与の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を有する者（適用を受ける後継者を除く） | 株主名簿・定款・戸籍謄本         |
| <input type="checkbox"/> | 会社の代表者であったこと  | 履歴事項全部証明書（閉鎖謄本）      |
| <input type="checkbox"/> | 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと  | 株式等納税猶予税額の計算書        |
| <input type="checkbox"/> | 贈与時に代表者を退任していること  | 履歴事項全部証明書（閉鎖謄本）      |
| <input type="checkbox"/> | 一定数以上の株式を贈与すること   | 株式等納税猶予税額の計算書        |
|                          | ①贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3以上である場合<br>→贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与  |                      |
|                          | ②贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権の2/3未満である場合<br>→先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与  |                      |